

特定家庭用機器廃棄物処理費用交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、自治会が管理するごみ集積場所に違法に排出された特定家庭用機器廃棄物を自治会においてやむを得ず処理を行った場合に、その処理に係る費用を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(特定家庭用機器廃棄物)

第2条 特定家庭用機器廃棄物とは特定家庭用機器再商品化法において再商品化等が義務づけられているエアコン、テレビ、冷蔵庫(冷凍庫)、洗濯機及び衣類乾燥機が廃棄物となったものをいう。

(交付対象)

第3条 市長は、自ら管理するごみ集積場所に排出された特定家庭用機器廃棄物の処理を行う自治会に対して処理費用を交付するものとする。

(処理費用の範囲)

第4条 交付の対象となる処理費用は次の各号に定めるものとする。

- (1) 家電リサイクル券購入に係る費用(リサイクル料金及び振込手数料)
- (2) 市の施設に特定家庭用機器廃棄物を持ち込んだ場合の廃棄物処理手数料

(処理費用の交付申請)

第5条 処理費用の交付を受けようとする自治会は、処理を行った後速やかに、特定家庭用機器廃棄物処理費用交付申請書兼請求書(別記様式第1号)を市長に提出するものとする。

(処理費用の交付決定)

第6条 市長は、前条の交付申請書兼請求書の提出があったときは、内容を審査し、適切であると認めたときは、特定家庭用機器廃棄物処理費用交付決定通知書(別記様式第2号)により自治会に通知する。

2 市長は、前項の規定により処理費用の交付を決定する場合において、必要があると認めたときは、条件を付することができる。

(処理費用の交付)

第7条 第5条の規定による交付申請書兼請求書における請求行為については、山口市長からの交付決定通知がなされた日以降に効力を生じるものとする。

(処理費用の返還)

第8条 市長は、自治会がこの要綱に違反し、又は不正な申告等により処理費用の交付を受けた場合は、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

(違法な排出の防止)

第9条 自治会は、処理費用の交付を受けた場合は、住民への啓発等、特定家庭用機器廃棄物のごみ集積場所に排出されないような防止策をとるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成18年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年2月9日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別記様式第 2 号(第 6 条関係)

指令 第 号

様

特定家庭用機器廃棄物処理費用交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった処理費用について特定
家庭用機器廃棄物処理費用交付要綱第 6 条の規定に基づき、下記のとおり
交付を決定したので通知します。

記

交付決定額 金 円

機器の種類等

年 月 日

山 口 市 長